

湯梨浜町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成28年3月改訂

湯梨浜町通学路の安全確保に係る連絡協議会

（目的）

1. 湯梨浜町通学路交通安全プログラムの目的

平成24年、全国で下校途中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年5月に小・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関と協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行なうため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「湯梨浜町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

（組織）

2. 通学路交通の安全確保に係る連絡協議会の設置

関係機関が連携し本プログラムの具現化を図るため、以下をメンバーとする「湯梨浜町通学路の安全確保に係る連絡協議会」を設置しました。

- | | |
|---------------|------------------------|
| ○湯梨浜町教育委員会 | ○湯梨浜町建設水道課 |
| ○湯梨浜町総務課 | ○湯梨浜町立各小学校代表者 |
| ○湯梨浜町立各中学校代表者 | ○湯梨浜町立各小学校PTA |
| ○湯梨浜町立各中学校PTA | ○倉吉警察署 |
| ○中部総合事務所県土整備局 | ○国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所 |

※年度ごとに各学校からあがってきた通学路の危険箇所について、湯梨浜町教育委員会が関係する機関と連絡調整し、合同点検を実施する。

（方針）

3. 取り組み方針

（1）基本的な考え方

危険箇所については、関係機関の連携による合同点検を行ない、対策の検討・実施、対策効果の把握による改善・充実に努めるものとします。

（2）合同点検

新たに危険箇所として学校等から報告のあった箇所については、各道路管理者と警察署による選定を踏まえ、関係機関による合同点検を実施します。

(3) 対策の検討・実施

合同点検の結果、対策が必要とされた箇所については、歩道の確保、カーブミラーの設置などのハード対策や、交通規制、交通安全教育などのソフト対策など、箇所ごとに具体的な対策メニューを検討・実施します。

(4) 対策効果の把握と対策の改善・充実

対策を実施した箇所については、児童・生徒が実際に安全になったと感じているかなど、学校現場における効果把握を行うものとします。

また、対策の効果を見ながら、必要に応じて対策の改善・充実を図ります。

(公表)

4. 箇所図、箇所一覧の公表

通学路の安全対策の推進状況については、適宜、「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。

(添付資料)

別添 1：対策箇所一覧

別添 2：対策箇所図